

新たな解体工事の技術者資格について

1. 解体工事の適正な施工確保に関する検討会 とりまとめの概要

【新たな解体工事における監理技術者の資格等】

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設））
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

【新たな解体工事における主任技術者の資格等】

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）
- ・ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）
- ・ とび技能士（1級、2級）
- ・ 建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
- ・ 解体工事に関し大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

※1 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要

※2 とび技能士（2級）については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験が必要

※3 実務経験年数の取扱いについては別紙1を参照

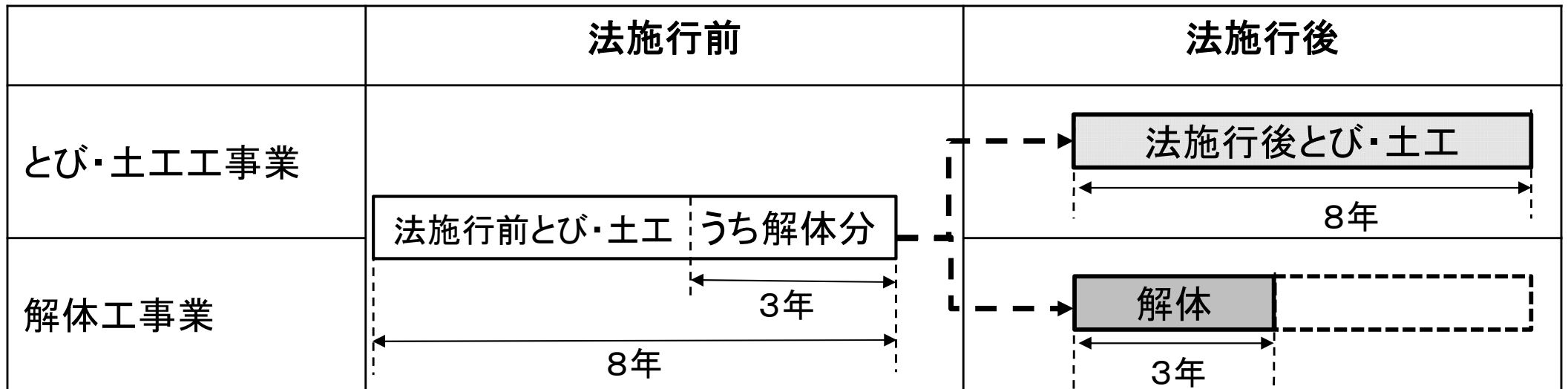
2. スケジュール及び経過措置

解体工事業を新設する施行日は平成28年6月とする予定。とび・土工事業の既存技術者に対しては経過措置をおくこととし（別紙2）、その期間は平成33年3月末までとする予定。

解体工事の実務経験年数の算出方法について

法施行前後のとび・土工工事及び解体工事の実務経験年数の取扱い

- ◆新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。



※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

解体工事の許可と技術者資格について

法公布 (H26.6)

法施行 (H28.6)

(H31.6)

(H33.3)

経過措置

建設会社の許可(とび・土工工事業)

とび・土工工事業の技術者

解体工事施工可能

(経過措置)

とび・土工工事業の技術者

法施行後3年間はとび・土工の許可で解体工事を請け負うことができる

建設会社の許可(解体工事業)

【経過措置】

新しい解体工事業の技術者
もしくは、とび・土工工事業の技術者

新しい解体工事業の技術者のみ

平成33年3月31日までは、とび・土工の技術者(既存の者に限る)も解体工事の技術者とみなす。